[NPOかながわ総研「研究と資料」№171 —2012年4月刊— 44頁]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(四)

岡本 一(かながわ総研理事)

今回は下山先生が傍聴できませんでしたので、岡本がピンチヒッターで投稿します。 第4回の裁判は、89名の参加で傍聴席を満席にし、(3名が法廷に入れず)、11時30分から30数分行われました。今回は国がこれまで主張していた、この訴えは裁判の対象にすべきでないので、中身に入らないで却下する中間判決を出してほしいという請求はしないと、裁判所に2月6日に連絡してきたため、本格的な法廷闘争のスタートです。

今回も前田裕幸さんという、国鉄を2年休職して59歳で早期退職した、年金暮らしの原告が意見陳述しました。年金だけではやっていけないので職探しをしたがなかなか見つからず、やっと湯河原にある高級リゾートマンションの清掃の仕事に就いた。時給850円、月15日勤務で月収9万円程度。三人で交代のため、勤務日数は増やせず、天然風呂の清掃など仕事はきつく、椎間板ヘルニヤの持病を抱えながらコルセットをして仕事をしている。自分の周りにも年金だけではやっていけない多くの高齢者が、安い賃金できつい仕事をしている。せめて時給を1000円以上にしてほしいと訴えました。続いて若い竹中弁護士から準備書面(3) =国の処分性の主張に対し、最賃額の決定が不特定多数を対象にした一般処分であっても、特定の個人の賃金が上がるという直接具体的な影響を及ぼすなど、ダメ押し的に4点の反論を行いました。

その後裁判長から国に対して、中身に入って最賃の金額が生活保護基準より大幅に下回っている、計算方法がおかしいという事などへの反論はするのかという問い。国は最賃法は国会で青木豊厚生労働省労働基準局長が述べたように、生活保護と最賃の整合性には配慮するが、是正しなければいけないという法的義務はない。中身にふみこんだ反論はしないとの答えがありました。数円であればまだしも数百円も差があるのだから、配慮もしていないとの小賀坂弁護団長の発言もあり、裁判長からも次回までにどうするか決めるよう要請がありました。次回については今原告の弁護団が情報公開で請求している、生活保護の時給額の計算方法を決めたプロセスなどの資料が出てきて、それを検討してからということで、5月23日10時半からになりました。

「報告集会」では神奈川労連水谷議長から、今日は全国一般東京で長年最賃闘争の先頭 に立ってきた長島さんや生協労連本部書記長の鈴木さんも傍聴に来ていたことが報告さ れ、原告を 100人、サポーターを 1000人以上にして大きく盛り上げようとの訴えがあり ました。続いて意見陳述した前田さんから感想、鈴木麻子弁護士の援助でいい陳述書がで きたと述べました。そして小賀坂弁護団長、田淵、竹中弁護士から、国は計算方法に入る ことは避けようとしているが、ぎりぎりのところまで追い込んできたなど解説がありまし た。続いてタクシー運転手、障害者施設や図書館で働く労働者、飲食店やスパーのアルバ イター、資生堂・アンフィニの池田さん、年金者などの原告が次々立って自己紹介。全国 一般東京の長島さんからも「数十年前から全国―律最賃の確立目指して戦い、裁判闘争も 弁護士に2回相談したが、断られた。議会闘争と大衆闘争で戦ってきたが、この裁判では 多くの若い弁護士が熱心に取り組んでいることに驚いた。 東京では新しい法律を作る取り 組みも始めているが、この裁判を勝たせるためにも奮闘したい。国民的な運動に発展させ ようとの発言がありました。最後に福田神奈川労連副議長から、現在68名の原告プラス 10数名が名乗りを上げているが後20名程度は増やし、次回までには原告を100名以上に、 サポーターも後 300人は増やして 1000名以上にしよう。 3月 3日 16時から横浜駅ビブレ 前での宣伝、裁判 1 周年の 6月 30日のシンポを成功させようとの訴えがありました。

(追記:ヤフーでもグーグルでも「最賃裁判」で検索すると、動画とブログが最初のほうに出てくるようになりました。動画では小越さん熊谷さんが発言しています。ぜひ全国の人に伝えてください。)